

お知らせ なんたん



第100号(3の1)平成22年3月12日発行

今回のお知らせ内容

3の1枚目(緑色)

- 【表】・郵便局で証明書を交付しています
・下水道の汚水量認定事項異動届の提出をお忘れなく
・4月11日は京都府知事選挙・南丹市長選挙の投票日
- 【裏】・福祉タクシー利用券の使用期限は3月31日までです
・「手話教室・入門講座」の受講者を募集します
・平成22年度福祉タクシー利用券の交付申請について
・ボランティアグループ「さくらんぼ」からのお知らせ
・なんたんテレビ番組表(3月16日～31日)

3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・後期高齢者医療短期人間ドック利用助成のご案内
・国民健康保険短期人間ドック利用助成のご案内
・国民健康保険被保険者証の更新について
・麻しん・風しん(MR)混合ワクチンの接種について
・4月の母子保健事業日程表
・固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧のご案内
- 【裏】・平成22年度京都府社寺等文化資料保全補助金の案内
・普通救命講習(I)を実施します
・平成22年度日吉福祉大学・紅が丘大学受講生の募集
・平成22年度国税専門官採用試験(大学卒業程度)
・スポーツ・フォア・オールからのお知らせ
・「頭痛」についての市民公開講座を開催します
・チリ大地震被災者に対する救援金の受付について
・丹波自然運動公園からのお知らせ

3の3枚目(青色)

- 【表】・<そのべ地域版お知らせ>

郵便局で証明書を交付しています

住民票の写しや印鑑登録証明書などを、市内6カ所の郵便局でも交付しています。取り扱っている郵便局や交付できる証明書は下記のとおりです。

●**取扱郵便局** 園部船阪郵便局、埴生郵便局、神吉郵便局、吉富郵便局、胡麻郵便局、日吉四ツ谷郵便局

●**受付時間** 午前9時～午後5時 ※土、日、祝日、12/29～1/3を除く

交付できる証明書の種類	申請できる方	手数料
戸籍全部事項証明書(謄本)	本人または同一戸籍に記録されている方	450円
戸籍個人事項証明書(抄本)	本人	300円
外国人登録原票記載事項証明書	本人	300円
住民票の写し	本人または同一世帯に属する方	300円
戸籍の附票の写し	本人または同一戸籍の附票に記録されている方	300円
印鑑登録証明書	本人(印鑑登録証が必ず必要です)	300円
所得証明書	本人	300円
(非)課税証明書	本人	300円
納税証明書	本人	300円
納税証明書(軽自動車税・車検用)	本人	無料

※申請できる方が限られています。本人確認をしますので、運転免許証や健康保険証、年金証書などを持参してください。(戸籍謄・抄本を請求される方で、写真無しの確認書類の場合は2枚提示してください)

◇問合せ先 市民課 TEL (0771) 68-0005

税務課 TEL (0771) 68-0004

下水道の汚水量認定事項異動届の提出をお忘れなく

春は特に家族人数の変更が多い時期です。下水道で水道水以外の水を使用されている方は、家族人数で汚水量を認定し、下水道使用料をお支払いいただいています。

このような方で、家族人数に変更が生じた場合は、速やかに汚水量認定事項異動届の提出をお願いします。また、水道水以外の水を使用されている方が家の改築などで水道水以外の水の使用を中止された場合も届出が必要となりますので、お知らせします。

◇問合せ先 下水道課 TEL (0771) 68-0054

4月11日は京都府知事選挙・南丹市長選挙の投票日

— みんなそろって投票しましょう —

京都府知事選挙および南丹市長選挙を平成22年4月11日(日)に執行します。投票できる方は、日本国民であり平成22年4月12日以前に生まれた方(満20歳以上)で、引き続き南丹市の区域内に3カ月以上住所を有する方(平成22年1月3日以前に住民登録された方)です。

●**期日前投票** 仕事、用事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも次の場所、期間中に投票ができます。

※本庁と支所で開設期間が異なりますので、ご注意ください!

※期日前投票は、お住まいの地域に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。

期日前投票所開設期間・時間	期日前投票所開設場所	投票できる選挙
3月26日(金)～4月4日(日) 午前8時30分～午後8時	南丹市役所本庁のみ	京都府知事選挙
4月5日(月)～4月10日(土) 午前8時30分～午後8時	南丹市役所本庁 南丹市役所各支所	京都府知事選挙 南丹市長選挙

●**不在者投票** 仕事や旅行などで、選挙期間中、南丹市以外の市区町村に滞在している方は、南丹市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を事前に請求していただくと、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、京都府選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。投票期間は、期日前投票と同じです。

●**郵便などによる不在者投票** 身体障害者手帳などをお持ちで一定の障がいのある方は、郵便などを利用して在宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、証明書の有効期限が切れていないか確認をお願いします。有効期限が終了している時は、南丹市選挙管理委員会事務局に申請してください。

★身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級である者として記載されている方

★身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級である者として記載されている方

★身体障害者手帳に免疫の障がいの程度が1級から3級である者として記載されている方

★介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

また、郵便などによる不在者投票をすることができる方であって、以下に該当する方は、あらかじめ南丹市選挙管理委員会に届け出た人による代理記載ができます。

★身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級として記載されている方(手帳の記載では該当するか分からないときは、お問い合わせください)

●最近、南丹市へ転入された方、南丹市から転出された方の投票方法

<最近、南丹市へ転入届を出された方>

届出の日(住民登録の日)	投票場所・選挙権の有無
京都府外から転入された方	H22.1.3以前 H22.1.4以降 南丹市で知事選・市長選どちらもできる 知事選・市長選どちらもできない
京都府内の他市町村から転入された方	H22.1.3以前 H22.1.4以降 南丹市で知事選・市長選どちらもできる 前住所地で知事選のみできる(居住証明書必要)

※平成22年1月4日以降、府内の他市町村から南丹市へ転入して来られた方は、前住所地で知事選のみ投票することができます(ただし、選挙人名簿に登録されていることが必要)。その際は、南丹市が発行する居住証明書を提示しないと投票できませんので、市民課または各支所健康福祉課で居住証明書類の交付を受けてください。

※平成21年12月25日～平成22年1月3日の間に南丹市へ転入届を出された方は、上記の表の要件と異なりますので、南丹市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

<最近、転出届を出された方>

届出の日(住民登録の日)	投票場所・選挙権の有無
京都府以外へ転出された方	全期間 知事選・市長選どちらもできない
京都府内の他市町村へ転出された方	H21.12.24以前に新住所地へ転入の届出 H21.12.25以降に新住所地へ転入の届出 新住所地で知事選のみできる 南丹市で知事選のみできる(居住証明書必要)

◇問合せ先 南丹市選挙管理委員会 TEL (0771) 68-0002

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。